

株式流通機構の整備改善等について

証取審・昭42.11.27

証券取引審議会（会長＝堀越禎三氏）は、さる11月27日の総会において、来年3月末で期限切れとなる資本構成改善に関する租税特別措置について検討した結果、来年度以降も、これを存続して適用条件を緩和すべきであるという考え方を確認したが、席上、大蔵当局から、(1)バイカイの廃止、(2)信用取引制度の改善、(3)証券取引所管理機構の改善、(4)地方証券取引所の動向、(5)証券業協会の組織機構の改善、(6)証券会社の免許申請状況について、これまでの経過をまとめた資料が提出された。

これは本年7月、「株式流通機構の整備改善について」（本業報第210号所載）答申した問題のほか、バイカイの廃止、信用取引制度の改善など、当面の諸問題について、大蔵省証券局が、その実施状況をとりまとめたものである。

報告書の全文は、つぎのとおりである。

株式流通機構の整備改善等について（報告）

昭和42年11月27日

大蔵省証券局

本年7月、証券取引審議会の報告書「株式流通機構の整備改善について」が大蔵大臣に提出された。この報告書がとりあげた問題は、バイカイの廃止、信用取引制度の改善等取引所取引のあり方ならびに証券取引所および証券業協会の組織機構の整備と機能の充実に関するもので、こ

れより先、昭和39年に提出された報告書「証券業者の免許制等の問題について」でとりあげられた免許制の問題とともに、いずれも多年にわたり懸案となっていた重要かつ困難な事項であり、今日、これらの諸問題がここまで前進をみたのは、審議会の審議の結果によるところが大きかったものと考えられる。

これらの問題につき、上記報告書においてきわめて適切な改善の方向が示されたのであるが、証券取引所を中心とする関係者においては、その趣旨に沿って投資者保護に徹した流通市場づくりをめざして鋭意検討に努めた結果、その具体化が着々と進められてきたことは、戦後の証券市場の画期的な整備改善となったのであり、今後の証券市場の正常化と健全な発展を図るうえで、きわめて重要な意義を有するものといえよう。

以下、改善事項について、これまでに具体化されたものの内容につきその概要を報告することとしたい。

1 バイカイの廃止等について

1 東京証券取引所においては、昨年来バイカイ廃止等について検討を進め、すでに本年5月その第一段階として気配バイカイの廃止等の措置を講じたのであるが、このほどバイカイの全面的廃止を決定し、売買立会場における競争売買は、価格優先・時間優先の原則に従って行なうこととするとともに、多量売買取引制度の整備を行ない、新しい制度をさる10月2日から実施した。また、大阪証券取引所は同じく10月2日から、名古屋証券取引所は、10月18日から上記と同趣旨の新制度を発足させており、その他の証券取引所においても、現在鋭意準備中である。

2 今回の改善の内容は、(イ)バイカイ等の全面的廃止、(ロ)従来慣行にゆ

だねられていた部分が多かった売買仕法の明確化と整備、および(イ)多量売買取引制度の整備を骨子とするものであるが、その主な改善事項を述べれば、次のとおりである。

- (1) 株式の売買取引について、バイカイに関する規定を削除した。
- (2) 売買立会場における競争売買は、価格優先・時間優先の原則に従って行なうことを明らかにするとともに、始め値および終り値の決定、同一値段の同時呼び値の取扱い等について、その明確化と整備を図る見地からルール化を行なった。
- (3) バイカイの廃止に関連して、多量売買の円滑な執行を確保するため、競争原理をとり入れた特別の処理方式である「立会外分売」の制度を新たに設けた。なお、これに伴いP O取引制度は廃止された。

なお、バイカイの廃止に際し、当局としては、金融機関等の機関投資家に対し、上場株式の売買取引を取引所市場において執行することにつき、関係部局を通じて協力方を要請し(別紙)、また、東京証券取引所においても、理事長談話の形で、上場会社はじめ関係方面に対し同趣旨の協力要請を行なった。

- 3 バイカイ廃止後の市場の状況をみると、新制度に基づく市場内取引の処理は、会員の積極的な努力もあって、現在までのところ円滑に行なわれている。また、東京証券取引所(市場第一部)の10月中における一日平均の売買高をみると7,412万株であるが、このうち自店対当分は20.9%の1,549万株であり、9月中の42.7%に比較すると大幅に減少した。

なお、新制度に対する機関投資家側からの批判も、現在までのところ生じていない。

〈別紙〉

バイカイ廃止等取引制度の改善について

昭和42年9月26日

大蔵省証券局

1 証券取引所は、かねてより、取引所取引のあり方について検討を続けてきたが、このほど、公正な株価の形成と流通の円滑化を図るため取引所市場集中および競争原理の徹底等の見地から、永年の慣行であるいわゆるバイカイを廃止し、競争売買の原則にのっとりて売買取引を執行することとするとともに、あわせて多量売買制度の整備を行なうことを決定し、本年10月2日から実施することとなった。

バイカイを廃止した趣旨は、この制度によると上場株式の売買取引が市場における競争売買に参加することなく実質的に市場外で行なわれることとなり、市場集中の原則から逸脱するとともに価格操作の手段になりやすい等諸種の弊害が生じがちなためであり、また、多量売買制度の整備を行なったのは、バイカイ廃止後における多量売買の円滑な執行を確保するため競争原理に立脚した特別の制度を考慮する必要があることに基づくものである。

2 今後、証券取引所の会員業者は、顧客から委託注文を受けたときは、売り、買い別の注文をそのまま取引所市場に取次ぎ、競争売買の原理である価格優先・時間優先の原則のもとに売買取引を執行することとなる。

従来、機関投資家等の大量注文のうちかなりの部分がバイカイで処理されていたため、バイカイの廃止により、これらの注文の処理について円滑を欠くこととなるのではないかと憂慮されている向きもあるようであるが、むしろ、いままでバイカイにより実質的に市場外で執

行されていた注文が、すべて市場に出されることとなるので、取引所市場における需給が拡大される結果、機関投資家等の大量の注文も市場内で円滑に執行されるものと思われる。

このように、大量注文も取引所市場で円滑に処理されることと思われるが、一口の注文の量が相当大量であつて、通常の競争売買では、適当な時間内に、かつ、適当な価格で執行することが著しく困難な場合は、従来の多量売買制度であるいわゆるPO取引に代え、今回新しく設けられた多量売買の制度により、十分処理しうるものと考えられる。

- 3 銀行、保険をはじめとする各種金融機関は、機関投資家として証券市場において重要な地位を占めており、今後、ますますその重要性を増すものと思われるが、証券取引所における売買取引を正常化してより一層公正な価格の形成と円滑な流通を図ることは、有価証券投資を資金運用の一形態とする機関投資家としてもきわめて好ましいことであると考えられる。

従つて、機関投資家としての金融機関に対しては、今回の制度改善の趣旨を十分理解され、上場株式の売買取引については、バイカイ廃止に伴つて取引所市場外の取引である直取引や証券会社の媒介による取引へ流れることなく、取引所市場において執行することとし、証券市場の健全な発展のために協力されることを望むものである。

2 信用取引制度の改善について

- 1 貸借銘柄の増加と貸借取引融資枠の拡大
貸借銘柄の増加（別紙1）および貸借取引融資枠の拡大（別紙2）の措置が講じられた（本年1月以降）。
- 2 信用取引規制のための資料整備

証券取引所が必要と認める銘柄（東京および大阪証券取引所50銘柄名古屋証券取引所20銘柄その他の証券取引所5～10銘柄）について会員から毎週末現在の信用取引売り・買いの残株数について報告させる等信用取引の実体をよりの確に把握し、規制措置を機動的に発動する体制を整えるための措置が講じられた（本年2月以降）。

3 最低委託保証金制度の創設と期限，継続料等の合理化

本年8月以降次の措置が実施された。

(1) 最低委託保証金制度の創設

信用取引への薄資者の参加を抑制する観点から，最低委託保証金制度を創設した。最低委託保証金の額は，当分の間，15万円とし，代用有価証券の預託を認めることとした。

(2) 弁済期限の延長

信用取引の弁済期限について，市況に与える影響を緩和する観点から，3カ月を6カ月に延長した。

(3) 継続料の廃止その他手数料等の合理化

(イ) 顧客の負担軽減を図る観点から，継続料（1月経過ごとに委託手数料の2分の1相当額）を廃止し，売買株数1株につき10銭（最高1,000円，最低100円）の管理費を徴収することにした。

(ロ) 信用取引の弁済を目的とする売買の委託手数料について設けられていた特別料率（通常の委託手数料の約60%）を廃止して，通常の料率を徴収することとした。

(ハ) 売方日歩の引下げを行なった（1.2銭→1.0銭。なお，本年9月6日以降は，公定歩合の引上げに伴い1.1銭）。

(注) 上記(2)および(3)の措置による顧客の負担額の変動は，別紙3のとおりである。

(4) 信用取引通知書の送付

《別紙 1》

貸借銘柄数の増加状況調

証金・取引所別			上場銘柄数	貸借銘柄数			貸借銘柄候補銘柄数
				追加前	追加分	追加後	
日証金	東 京 札 幌 新 潟 福 岡	大 阪 都 府 神 戸 島	655	167	99	266	221
			178	149	—	149	—
			198	132	9	141	9
			226	132	5	137	5
大証金	大 阪 京 都 神 戸 広 島	名 古 屋	550	168	100	268	161
			231	148	11	159	11
			234	125	15	140	15
			175	127	12	139	12
中証金	名 古 屋		341	137	78	215	100

(注) 東京、大阪および名古屋は、42年1月20日現在、その他は42年5月1日現在の数字を示す。

《別紙 2》

融 資 枠 増 額 調

(単位 百万円)

証金・取引所別			旧融資枠	増額分	新融資枠	実施年月日
日証金	東 京 札 幌 新 潟 福 岡	大 阪 都 府 神 戸 島	39,990	10,010	50,000	42. 1. 25
			770	230	1,000	2. 25
			1,095	405	1,500	〃
			1,940	560	2,500	〃
	小 計		43,795	11,205	55,000	
大証金	大 阪 京 都 神 戸 広 島	名 古 屋	18,900	5,100	24,000	42. 1. 25
			1,540	460	2,000	3. 1
			1,540	460	2,000	〃
	1,550	450	2,000	〃		
小 計		23,530	6,470	30,000		
中証金	名 古 屋		4,850	2,000	6,850	42. 1. 25
総 計			72,175	19,675	91,850	

(注) 以上の増枠のほか、臨時増枠分として日証金60億円、大証金30億円、中証金9.5億円が設けられたが、この分は本年8月以降本枠に振り替えられた。

この結果、11月現在の枠は日証金560億円、大証金270億円、中証金78億円(いずれも本店分)となっている。

《別紙 3》

信用取引 1 株当り顧客負担額比較表

(単位 円)

売 り 方 負 担 額						約定値段	買 い 方 負 担 額					
6ヵ月目	5ヵ月目	4ヵ月目	3ヵ月目	2ヵ月目	1ヵ月目		1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目
120円						改正前						
7.21	6.69	6.11	3.60	3.09	2.57		3.79	5.53	7.28	11.07	12.81	14.55
(6.00)	(6.00)	(6.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)		(3.00)	(3.00)	(3.00)	(6.00)	(6.00)	(6.00)
(3.80)	(2.85)	(1.90)	(1.90)	(0.95)	(—)	(手数料)	(—)	(0.95)	(1.90)	(1.90)	(2.85)	(3.80)
(-2.59)	(-2.16)	(-1.73)	(-1.30)	(-0.86)	(-0.43)	(継続料)	(0.79)	(1.58)	(2.38)	(3.17)	(3.96)	(4.75)
-5.29	-4.47	-3.65	-0.79	+0.02	+0.83	(金利)	+0.84	+0.03	-0.80	-3.66	-4.47	-5.28
1.92	2.22	2.52	2.81	3.11	3.40	改正後	4.63	5.56	6.48	7.41	8.34	9.27
(3.80)	(3.80)	(3.80)	(3.80)	(3.80)	(3.80)	(手数料)	(3.80)	(3.80)	(3.80)	(3.80)	(3.80)	(3.80)
(0.50)	(0.40)	(0.30)	(0.20)	(0.10)	(—)	(管理費)	(—)	(0.10)	(0.20)	(0.30)	(0.40)	(0.50)
(-2.38)	(-1.98)	(-1.58)	(-1.19)	(-0.79)	(-0.40)	(金利)	(0.83)	(1.66)	(2.48)	(3.31)	(4.14)	(4.97)
200円						改正前						
6.08	5.80	5.52	3.04	2.76	2.48		4.52	6.84	9.16	13.68	16.00	18.32
-5.54	-4.70	-3.86	-0.82	+0.02	+0.86		改正後	+0.86	+0.02	-0.82	-3.86	-4.70
0.54	1.10	1.66	2.22	2.78	3.34	(手数料)	5.38	6.86	8.35	9.82	11.30	12.78
300円						改正前						
5.92	5.80	5.68	2.96	2.84	2.72		5.78	8.96	12.14	17.92	21.10	24.28
-6.56	-5.55	-4.54	-0.93	+0.08	+0.08		改正後	+1.09	+0.08	-0.93	-4.54	-5.55
-0.64	0.25	1.14	2.03	2.92	3.81	(手数料)	6.87	9.04	11.21	13.38	15.55	17.72

前提：1,000株 @ 120円
 @ 200円 } 三通りで計算
 @ 300円

- 改正前：1. 手数料 {新規
 併済 (新規手数料の約60%)
 2. 継続料 新規手数料の50%
 3. 金利 {買い方 2.2銭
 売り方 1.2銭
 4. 期限 3ヵ月

- 改正後：1. 手数料 {新規
 併済 (新規手数料の100%)
 2. 管理費 {1株10銭、1回の限度1,000円、
 (6ヵ月で5回)
 3. 金利 {買い方 2.3銭
 売り方 1.1銭
 4. 期限 6ヵ月

信用取引の未決済勘定がある顧客に対し、会員が毎月1回信用取引通知書を送付することを義務づけた（本年9月1日実施）。

なお、報告書に述べられている改善案のうち、

(イ) 貸株市場の整備

(ロ) 信用取引への向い行為の規制

については、引き続き検討中である。

3 証券取引所の管理機構の改善について

1 東京証券取引所においては、本年9月証券取引所管理機構改善要綱を決定し、これに基づき引き続き定款その他の諸規則の改正につき検討を進めており、本年中に開かれる予定の臨時会員総会において定款改正を行なうとともに、その他の諸規則についても所要の整備を行なうこととなっている。

改善要綱による主な改善事項は、(イ)理事会の構成の是正、(ロ)理事長権限の拡大、(ハ)理事長および理事の選任方法の改正および、(ニ)委員会の性格と構成の変更に関するものであって、その具体的内容は別紙のとおりである。

2 また、大阪証券取引所においても、東京証券取引所と連絡調整を図りつつ検討を進めてきたが、去る10月26日の会員総会において定款改正を行ない、10月30日に大蔵大臣の認可を受けた。その他の証券取引所においても、東京、大阪両証券取引所にならい所要の改善措置を講ずべく準備中である。

3 なお各証券取引所における管理機構改善の実施時期については、昭和43年4月を目途としている。

東京証券取引所の管理機構等改正案の現行制度との対比表

	現 行	改 正 後
1 報告書で改善を指摘された事項		
(1) 理事会		
① 構 成	1 理事長および理事をもって構成する。 2 理事の定数は次のとおり。 会 員 理 事 14人 公 益 代 表 理 事 2人 常 務 執 行 理 事 4人	1 構成については現行どおり。 2 理事の定数を次のとおりとする。 会 員 理 事 12人 公 益 代 表 理 事 4人 常 務 執 行 理 事 5人
② 権 限	取引所の運営の基本方針に関する決定等定款および業務規程等に定める112の事項について決議を行なう。	取引所の運営の基本方針に関する決定等定款に定める47の事項についてのみ決議を行なう。
ハ 理事会議長	理事長および会員理事の互選により選任する。	理事会構成員の互選により選任する。
(2) 理事長		
① 選 任	会員理事が選挙し全正会員の3分の2以上の同意を得る。	会員理事および公益代表理事が選挙し、全正会員の3分の2以上の同意を得る。
ロ 被選任資格	(新 設)	証券会社の役職員は、被選任資格を有しない。
② 権 限	取引所を代表し、かつ、取引所の業務を総理する。ただし、定款または業務規程に定めがある事項および取引所の運営の基本方針については、理事会の決議による。	取引所を代表し、かつ、取引所の業務を総理する。ただし、定款に定めがある事項および取引所の運営の基本方針については理事会の決議による。 (理事会議決事項のうち67の事項を理事長の専決事項に移す。)
ニ 専 念 義 務	在任中、証券業に従事で	現行どおりとする。

	現 行	改 正 後
<p>(3) 会員外理事</p> <p>④ 公益代表理事</p> <p>ロ 常務執行理事</p> <p>④ 諮問機関</p>	<p>きない。</p> <p>在任中、理事会の承認を受けなければ他の業務に従事することができない。</p> <p>理事長が会員外の者のうちから、会員理事の過半数の同意を得て選任する。</p> <p>理事長が会員外の者のうちから会員理事の過半数の同意を得て選任する。</p> <p>1 理事会の諮問機関とする。</p> <p>2 常設委員会は6委員会とする。総務・会員・財務・業務・調査・政策・上場</p> <p>3 常設委員会のほか必要に応じ特別委員会を設ける。</p> <p>4 委員は、会員理事委員および会員代表者委員をもって構成する。</p> <p>5 委員の選任は、取引所が理事の過半数の同意を得て行なう。</p> <p>6 (新設)</p>	<p>兼職について大蔵大臣の承認にかからせることをしない。</p> <p>正会員が一般学識経験者のうちから選挙する。</p> <p>理事長が会員外の者のうちから会員理事および公益代表理事の過半数の同意を得て選任する。</p> <p>1 理事長の諮問機関とする。</p> <p>2 常設委員会は4委員会とする。会員・財務・業務・規律</p> <p>3 現行どおり。</p> <p>4 委員は、会員代表者のうちから選ばれる委員、学識経験を有する者から選ばれる委員、業務執行理事から選ばれる委員をもって構成する。</p> <p>5 委員の選任は理事長が行なう。</p> <p>6 規律委員会は、委員長を除き会員委員と会員外委員とを同数として、委員長は会員外委員のうちから委員の互選により選任する。</p>
2 その他の主な改		

	現 行	改 正 後
善事項		
(1) 理事会の定足数	構成員15人以上とする。	構成員の過半数とする。
(2) 会員外理事 イ 公益代表理事	1 任期は1年とする。 2 無報酬とする。	1 任期は1年延長し2年とする。 2 報酬を支払うこととする。
ロ 常務執行理事	(新設)	業務の必要に応じて理事会の決議により取引所を代表する権限を与えることができるとする。
(3) 参 与	(新設)	1 理事長の諮問機関として設ける。 2 選任は理事長が行なう。 3 任期は2年とする。
(4) 事業年度	4月1日から9月30日、 10月1日から翌年3月31日 までの2事業年度	10月1日から翌年9月30日までの1事業年度とする。
(5) 会員出資金	正会員500万円・才取会員20万円	会員の出資金額を引き上げる。

4 地方証券取引所の動向について

1 神戸証券取引所の解散

(1) 神戸証券取引所は、(イ)売買高が僅少となっていること、(ロ)独自の価格形成機能を喪失するにいたっていること、(ハ)維持経費負担が地場会員の経営を圧迫するようになってきていること、(ニ)独自の地場銘柄が皆無となっていること等の実情を背景として、自主的に検討を行なった結果、去る10月17日解散の方針を表明、ついで10月25日開催の会員総会において解散を決議した。

(2) 当局としては、解散後、地場会員7社の大阪証券取引所への加入と単独上場銘柄等の同証券取引所への上場の措置が講ぜられること等にかんがみると、その解散により投資者および上場会社になんらの悪影響が生じないのみならず、むしろ利便が増進されることとなるので、これを認めることとし（10月30日付け認可）、神戸証券取引所は10月31日をもって解散した。

(3) なお、この解散に関連して、取引所会員の最低資本金を定める政令および大阪証券取引所の定款につき所要の改正が行なわれた。

2 その他の地方証券取引所の動向

その他の地方証券取引所においては、今後の方向につき各地の実情に応じ自主的に検討を進めている模様であるが、目下のところ目立っ

◁別紙 1▷

証券取引所別株式売買高の推移

(単位 千株)

年月	全 国		東 京		大 阪		名古屋		京 都	
	1日平均	%	1日平均	%	1日平均	%	1日平均	%	1日平均	%
昭 25	3,033	100	1,701	56.1	852	28.1	176	5.8	81	2.7
30	12,582	100	8,355	66.3	2,753	21.9	629	5.0	250	2.0
35	143,592	100	90,166	62.8	41,345	28.8	5,970	4.2	1,497	1.1
40	167,718	100	115,741	68.9	41,218	24.6	5,324	3.2	1,392	0.8
41	174,634	100	120,597	69.0	43,152	24.7	5,586	3.2	1,395	0.8
42年1 ~10月	151,998	100	103,551	68.1	38,636	25.4	5,939	3.9	1,365	0.9
年月	神 戸		広 島		福 岡		新 潟		札 幌	
	1日平均	%	1日平均	%	1日平均	%	1日平均	%	1日平均	%
昭 25	90	2.9	35	1.1	45	1.5	24	0.8	29	1.0
30	191	1.5	127	1.0	119	1.6	40	0.3	52	0.4
35	1,310	0.9	1,109	0.8	1,751	1.2	168	0.1	160	0.1
40	1,101	0.6	1,461	0.9	677	0.4	620	0.4	181	0.1
41	1,227	0.7	1,342	0.8	502	0.3	625	0.4	202	0.1
42年1 ~10月	756	0.5	809	0.5	404	0.3	381	0.3	170	0.1

〈別紙 2〉

証券取引所別単独上場会社数の推移

(単位 社)

年	月	東 京	大 阪	名 古 屋	京 都	
昭 和	25 年 末	205	55	39	8	
	30	178	56	40	6	
	35	159	48	37	6	
	40	557	149	60	2	
	41	547	138	59	2	
昭和42年10月31日現在		551	146	60	2	
(参考) 昭和42年10月31日現在 上 場 会 社 数		1,247	853	438	230	
年	月	神 戸	広 島	福 岡	新 潟	札 幌
昭 和	25 年 末	8	13	9	11	14
	30	6	7	7	12	10
	35	6	8	7	10	9
	40	0	6	6	10	10
	41	1	6	7	10	10
昭和42年10月31日現在		10/26 1	6	7	10	10
(参考) 昭和42年10月31日現在 上 場 会 社 数		10/26 232	174	226	198	178

(注) 神戸証券取引所は昭和42年10月31日解散(立会最終日10月26日)

た動きはない。

当局としては、証券取引審議会の報告書の趣旨にそって、当面、自主的な処理にゆだねることとし、その動向を注視している。

5 証券業協会の組織機構の改善について

1 証券業協会の全国一本化

証券業協会の全国単一組織化については、日本証券業協会連合会を中心として検討が進められた結果、大要次の方針が決定されている。

(1) 当面、主として府県別に組織されている協会を、おおむね財務局

の管轄区域に対応する9～10ブロックに統合する。

(2) 連合会の定款を改正して、各ブロック協会に対する諸規則の制定指示権および指導監督権を強化することとし、連合会の指示により各ブロック協会は諸規則を制定施行する責に任ずる体制を確立する。

(3) (1)および(2)が円滑に実施され、連合会および各ブロック協会の機

◁別紙▷

協会ブロック化の実施準備状況

(昭和42年11月現在)

財務局	財務局管轄地域の協会名	ブロック化の実施準備状況	
北海道	北海道	—	
東北	東北	昭和41年6月	福島協会を吸収合併した。
関東	東京、茨城、千葉、埼玉、栃木、群馬、神奈川、山梨、長野、新潟	昭和42年10月	東京協会において、ブロック化についての具体案をとりまとめ各地協会と協議中である。
東海	名古屋、静岡、岐阜、三重	昭和42年11月	ブロック化する方針を決定した。
近畿	大阪、京都、神戸、滋賀、奈良、和歌山	昭和41年3月	ブロック化する方針を決定した。(ブロック化要綱も決定済み。)
中国	広島、岡山、山口、鳥取、島根	昭和41年6月	ブロック化する方針を決定した。
四国	四国	—	
北九州	九州	—	
南九州	南九州	—	
北陸	福井、石川、富山	昭和41年6月	ブロック化する方針を決定した。

(注) 九州地区については、地場業者の状況にかんがみ、九州協会と南九州協会を一本化することが別途検討されている。

能が十全に発揮されたときに最終的にこれらを統合して全国単一組織の協会に改組し、各ブロック協会はその支部に切り替える。

この方針に基づき、現在までに各地協会において進められているブロック化の実施準備状況等は、別紙のとおりである。

以上のように、各地協会は、それぞれブロック化のための準備を進めており、証券会社が免許制に移行する直後の昭和43年4～5月頃までには、ブロック化を完了する予定である。なお、連合会の権限強化については、各ブロック協会の発足と併行して所要の定款改正を行なうべく検討が進められている。

2 その他の改善事項

証券取引審議会の報告書に述べられている(1)協会の特別法人化、(2)非協会員理事の充実および、(3)大蔵大臣の監督規定の整備については協会の全国一本化の進展状況を勘案しつつ、引き続き、検討が進められている。

6 証券業者の免許について

本年9月末日における証券業者の免許申請の状況は、別紙のとおりであって、同日現在の登録証券業者357社のうち、302社が免許申請書を提出した。その内訳は、証券取引所の正会員151社、非会員128社、特別および才取会員23社である。

免許申請書の提出があった証券業者については、現在審査を行なっているが、このうちには免許申請書の取下げや合併を考慮しているもの等があり、今後若干の変動が見込まれる。

なお、証券業者数の最近の推移は別紙のとおりである。

◀別紙 1▶

証券業者免許申請書提出状況

区 分		9月末登録業者数	免許申請業者数	差 引
会 員	正 会 員	153	151	2
	特 別 会 員	3	3	—
	才 取 会 員	31	20	11
	小 計	187	174	13
非 会 員	170	注2) 128	42	
合 計	注1) 357	302	55	

(注1) 9月末登録業者数357社のうちには、山一証券(株)、大井証券(株)を含まない。

(注2) 非会員128社のうちには、投資信託販売(株)4社、日本共同証券(株)1社を含む。

◀別紙 2▶

最近6年間の証券業者数

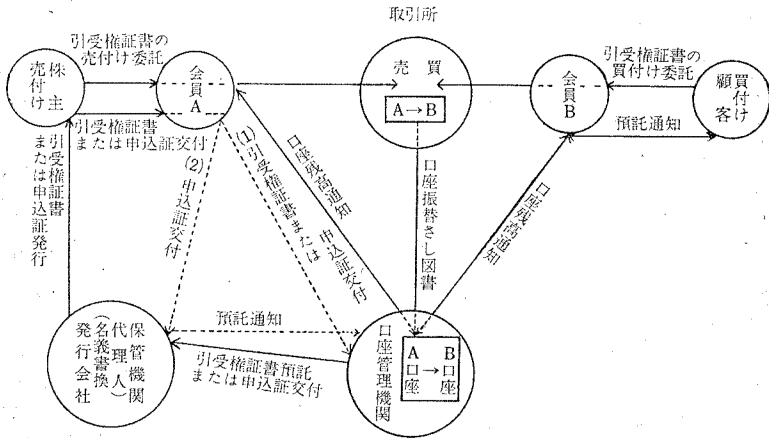
区 分		37年9月	38年9月	39年9月	40年9月	41年9月	42年9月
会 員	正 会 員	189	189	184	163	(外2) 159	(外2) 153
	特 別 会 員	3	3	3	3	3	3
	才 取 会 員	31	31	31	31	31 (外2)	31 (外2)
	小 計	223	223	218	197	193	187
非 会 員	369	373	341	287	222 (外2)	170 (外2)	
合 計	592	596	559	484	415	357	
増 (△)減	15	4	△ 37	△ 75	(外2) △ 69	△ 58	

(注) 外書きは、免許会社数を示す。

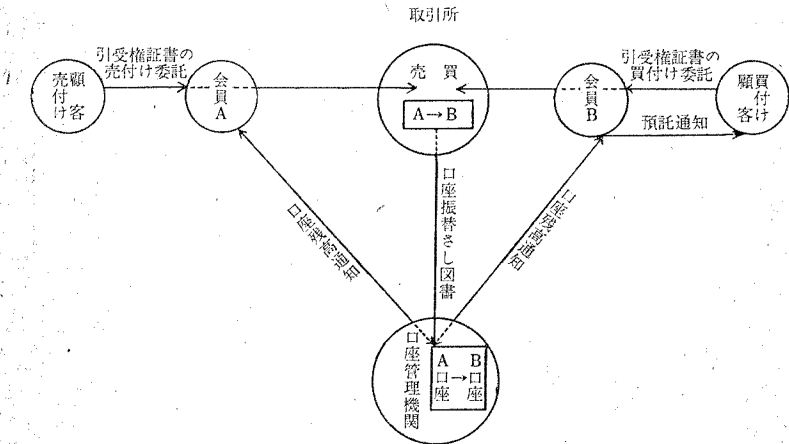
新株引受権証券を振替決済により
 売買する方式機構図

1. 取引所取引

A. 新規売付けの場合

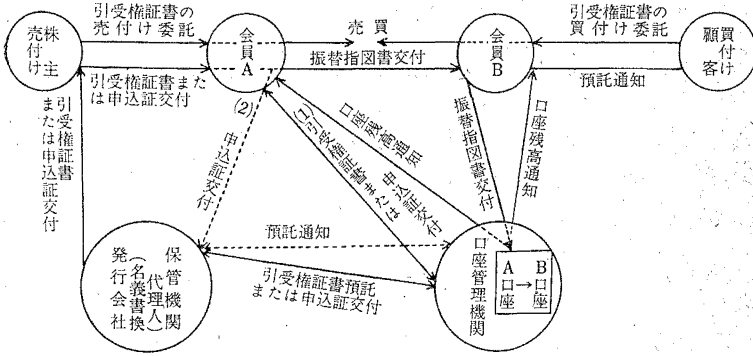


B. 再売付けの場合

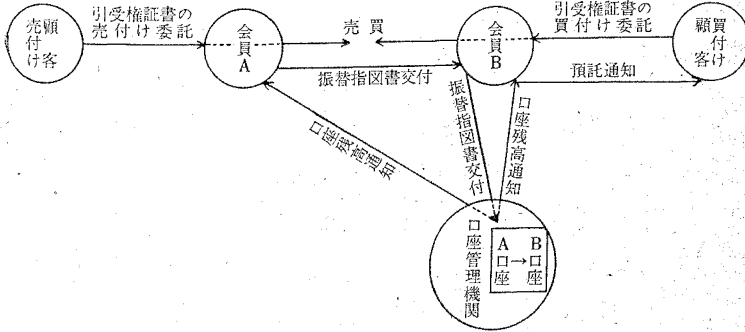


2. 場外取引

A. 新規売付けの場合



B. 再売付けの場合



3. 買付け証書についての新株券交付関係

